

財団法人鳥取県造林公社経営改革プラン（骨子）

長期経営改善計画（平成25年度～96年度）

平成25年2月
森林・林業総室
（財）鳥取県造林公社

経営の目標

- ◇平成96年度までに最終損失額をゼロにする
- ◇第1期中（平成30年度頃）に県借入金をゼロにする
- ◇第1期中（平成32年度頃）に単年度黒字化（県償還金の計上）を図る

第1章 経営改革プラン策定の趣旨

- 平成21年7月に外部委員4名からなる財団法人鳥取県造林公社経営検討委員会を設置して公社の長期的な経営計画の検討等を実施、平成24年2月に委員会から県に対して最終報告

【最終報告の概要】

- ①県の財政負担が最も少ないことから、「公社として存続」
- ②その前提として、抜本的な経営改善を求める
- このため、公社は当報告に基づく経営改革に加え、さらなる改善にも取り組むこととし、その長期計画としてこの経営改革プランを県と公社で策定

第2章 経営の方針

(1) 効率的な経営の推進

①最終損失の解消

- 車両系高性能林業機械による作業システムを採用して木材販売収入の拡大を図り、平成96年度までに公社の最終損失（県債務）を解消
- 第1期中に県借入金をゼロにするとともに、単年度黒字化（県償還金の計上）を図る

②コストの削減（県民負担の軽減）

- 上記に加え、各種のコスト削減策に取り組むことで収益の確保・向上に努力

(2) 森林の公益的機能の発揮を通じた県民への貢献

- 適切な森林整備の実施を通じて森林の持つ公益的機能を発揮
- 主伐後の再造林放棄地の発生とそれに伴う公益的機能の低下を防止

(3) 雇用への貢献

- 改革の実施に伴い、雇用にも貢献

(4) 経営改善状況の検証

- 10年を1期とする事業期間を設定（第1期：平成25～34年度）
- 経営改善状況について毎年検証、おおむね5年ごとに経営見直しを実施

第3章 具体的な取組

1 最終損失の解消

(1) 木材販売収入の拡大

- 車両系高性能林業機械による作業システムを採用し、伐採・搬出経費を削減することで収入間伐を推進し、木材販売収入を積極的に確保
- 生産基盤としての路網整備も積極的に推進

(2) 造林補助金の積極的な活用

- 造林補助金を積極的に活用した事業（収入間伐、更新伐）を実施

（単位：億円）	第1期 H25-34	第2期 H35-44	第3期 H24-54	第4期 H55-64	第5期 H65-74	第6期 H75-84	第7期 H85-96
県借入金	10	0	0	0	0	0	0
県償還金	5	32	29	58	66	49	26
県債務残高	▲247	▲215	▲186	▲128	▲62	▲13	13

(3) 直送方式の推進

- 原木の直送方式による有利販売を推進

2 コストの削減（県民負担の軽減）

- (1) 事業発注方式の改善
 - ・競争入札の導入による落札率の低減
 - ・一括発注等の推進による事業発注に伴う事務経費や諸経費の削減
- (2) その他
 - ・長期管理委託契約の内容の見直しによる現地把握、施業立案能力の改善
 - ・隣接森林の事業主体等との連携（既設路網を活用させて頂く）
 - ・鳥取式作業道整備促進による維持管理コストの低減
 - ・原木をより高く販売するための取組（適切な採材、仕分、販売先の選定）

3 分収契約の見直し

- ・主伐について、補助対象外の「皆伐」に代わり国の補助制度の対象となる「更新伐」を導入
- ・契約期間の延長（60年→80年）も併せて推進
- ・分収割合については現状の6：4等を維持

4 森林の公益的機能の発揮を通じた県民への貢献

- (1) 広葉樹林化
 - ・更新伐の導入により、主伐後の再生林放棄地の発生を防止
- (2) 県民への公益的機能（CO2吸収機能等）の提供及び普及・啓発
 - ・公社営林の適切な管理を通じて県民に公益的機能を提供
 - ・J－V E Rの活用などを通じて県民等の公社に対する理解を促進

5 雇用への貢献

- ・経営改善に伴う間伐等の事業量の増加により、林業事業者等の雇用に貢献

6 組織体制の改革

- (1) 組織・人員体制の見直し
 - ・今後の事業量の大幅な増大を見込み、人員体制を強化
 - ・ただし、経営改善中であることに鑑み、管理費をH18再点検時の枠内に抑制
- (2) 人材の確保・育成
 - ・鳥取県等の関係機関と協議・調整等を行いながら、適切な人材の確保を図る
 - ・収入間伐の実施に必要な知識や技能の習得のため、研修等を積極的に実施
- (3) 新公益法人への移行
 - ・早期に公益財団法人への移行認定を受け、新公益法人への移行を目指す

7 その他の取組

- (1) 県民への説明責任
 - ・公社は経営改善の進捗状況について、適時適切に県民に公表
- (2) 森林経営計画の作成
 - ・平成24年度中に森林経営計画を作成
- (3) 販路及び木材需要の拡大
 - ・県は各種施策を通じて木材需要の拡大に努めるとともに、公社も販路の拡大に積極的に取り組み

8 今後検討すべき事項

- (1) 公社業務の効率化
 - ・公社営林地における周辺森林との一体的な施業のアウトソーシング等を検討
 - ・一部業務の外部委託についても併せて検討
- (2) 相続問題等への対応
 - ・土地所有者の過半数の同意により円滑に契約が変更できるよう、制度改正を国に要望
 - ・土地所有者に異動があった場合に公社が登記を代行する制度の導入等を国に要望
- (3) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度への対応
 - ・ビジネスとして成立する可能性等を見据えつつ、対応を検討

第4章 経営改善の進捗管理

- ・公社は以下について実施
 - ①経営改善状況を毎年点検・評価したうえで、県に報告
 - ②具体的な経営改善計画として10箇年計画を作成し、県と経営改善プロジェクトチームを組んで当該計画を着実に実施
- ・県は、おおむね5年ごとに、経営改善の進捗状況等を踏まえた見直しを実施